

令和5年9月13日

取引先企業 各位

公立大学法人横浜市立大学

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

日頃より本法人の運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日より、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。本制度は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、本法人の適格請求書発行事業者登録番号につきましては、以下にお知らせいたします。

- 適格請求書発行事業者登録番号：T5020005005343
- 氏名又は名称：公立大学法人横浜市立大学
- 本店又は主たる事務所の所在地：神奈川県横浜市金沢区瀬戸22番2号

参考情報

[国税庁 インボイス制度特設サイト](#)

[国税庁 適格請求書等保存方式の概要](#)

[国税庁 適格請求書等保存方式に関する Q&A](#)